

平成28年第4回美祢市議会定例会会議録（その1）

平成28年11月29日（火曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿谷敦朗	議会事務局長	野尻登志枝
議会事務局長係	大塚享		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	篠田洋司
市長公室長	石田淳司	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	建設経済部長	西田良平
総合観光部長	奥田源良	美東総合支所長	倉重郁二
秋芳総合支所長	佐々木彰宣	総務部次長	大野義昭
総務部次長	細田清治	総務部財政課長	竹内正夫
市民福祉部長	鮎川弘子	市民福祉部健康増進課長	内藤賢治
市民福祉部高齢福祉課長	河村充展	教育長	岡崎堅次
病院事業管理者	高橋睦夫	上下水道事業者	波佐間敏
上下水道局長	松野哲治	建設経済部次長	白井栄次
建設経済部建設課長	中村壽志	農業委員会事務局	末藤勝巳
教育委員会事務局	金子彰	病院事業局	安村芳武
教育委員会事務局教育総務課長	千々松雅幸	管理部長	古屋敦子
		教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課長	

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第13号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第 4 議案第95号 平成28年度美祢市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 5 議案第96号 平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第97号 平成28年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第98号 平成28年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第99号 平成28年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第100号 平成28年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第101号 平成28年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第102号 平成28年度美祢市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第103号 平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第104号 平成28年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第105号 平成28年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第106号 平成28年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第107号 平成28年度美祢市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第108号 平成28年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

- 日程第 1 8 議案第 1 0 9 号 美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 1 0 号 美祢市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 1 1 号 美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 1 2 号 美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 1 3 号 美祢市税条例等の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 1 1 4 号 美祢市立中学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 1 1 5 号 美祢市敬老祝金支給条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 1 1 6 号 美祢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 1 1 7 号 美祢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 1 1 8 号 美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 1 1 9 号 美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 1 2 0 号 美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 1 2 1 号 美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 1 2 2 号 美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 1 2 3 号 美祢市立学校施設使用条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 1 2 4 号 美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 4 議案第 1 2 5 号 美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

正について

- 日程第 3 5 議案第 1 2 6 号 美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 6 議案第 1 2 7 号 美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 7 議案第 1 2 8 号 美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 8 議案第 1 2 9 号 美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 9 議案第 1 3 0 号 美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 0 議案第 1 3 1 号 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 1 議案第 1 3 2 号 美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 2 議案第 1 3 3 号 美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 3 議案第 1 3 4 号 美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 4 議案第 1 3 5 号 美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 5 議案第 1 3 6 号 美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 6 議案第 1 3 7 号 美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 7 議案第 1 3 8 号 美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 8 議案第 1 3 9 号 美祢市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 4 9 議案第 1 4 0 号 美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

日程第50 議案第141号 市道路線の認定について

日程第51 議案第142号 美祢市立秋芳桂花小学校建設（建築主体）工事の請
負契約の締結について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、平成28年第4回美祢市議会定例会を開会いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは報告第13号及び議案第95号から議案第142号までの49件と、事務局からは会議予定表及び一般質問順序表でございます。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、下井克己議員、徳並伍朗議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、報告第13号から日程第50、議案第141号までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成28年第4回美祢市議会定例会に提出しました報告1件、議案47件について、御説明申し上げます。

報告第13号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についてであります。

これは、平成28年8月24日、市役所敷地内において、後進していた市所有の自動車が、後進してきた自動車と接触し破損させた公務上の事故により損害賠償の義務が発生したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第95号から第100号までについては、人事院勧告等に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の費目間の調整により補正するものであります。

まず、議案第95号平成28年度美祢市一般会計補正予算（第5号）では、歳出において一般職員人件費等を5,863万9,000円減額する一方で、歳入では、基金繰入金と同額の5,863万9,000円を減額し、歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億9,071万5,000円とするものであります。

議案第96号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳出において一般職員人件費を556万3,000円追加する一方で、歳入では、一般会計繰入金を同額の556万3,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,939万4,000円とするものであります。

次に、議案第97号平成28年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）については、歳出において、一般職員人件費を63万9,000円追加する一方で、予備費を同額の63万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,895万3,000円とするものであります。

次に、議案第98号平成28年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）については、歳出において、一般職員人件費を3万2,000円減額する一方で、予備費を同額の3万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,681万2,000円とするものであります。

次に、議案第99号平成28年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、歳出において、一般職員人件費を1万7,000円追加する一方で、予備費を同額の1万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,067万6,000円とするものであります。

次に、議案第100号平成28年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳出において、一般職員人件費を333万3,000円追加し、予備費を30万5,000円減額する一方で、歳入では、国・県補助金を80万9,000円、一般会計繰入金を221万9,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,164万1,000円とするものであります。

次に、議案第101号平成28年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的支出では上水道事業費及び簡易水道事業費に人件費合計140万6,000円を追加し、支出合計を7億898万円とするものであります。

資本的支出では、建設改良費の人件費を4万7,000円追加し、支出合計額を11億4,341万6,000円とするものであります。

議案第102号は、平成28年度美祢市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

このたびの補正は、当面必要とする経費並びに事業実施に伴う精算等について補正するものであります。

それでは、歳出予算から御説明いたします。

まず、総務費の総務管理費において、制度改正に伴う人事給与システムの改修及び山口県情報セキュリティクラウド構築に係る電算機器購入に要する経費として1,335万2,000円を追加しております。

また、財産管理費において、260万2,000円を追加しております。これは、平成27年度末で解散した美祢市萩市競艇組合の決算認定を受け、歳計現金の精算金として260万2,000円を構成団体の萩市に繰り出すものです。

また、企画費において、美祢市生涯活躍のまち構想に係る事業の実施に伴う一般職員の時間外手当を11万円追加しております。

また、活性化対策費において、ふるさと美祢応援寄附金事業の本年度の寄附額の実績に鑑み、基金積立金を増額するとともに、事業実施に係る経費、合わせて4,575万2,000円を追加しております。

次に、選挙費では、市長選挙及び市議会議員選挙実施に係る経費の精算に伴い、1,559万7,000円を減額しております。

次に、民生費では、社会福祉費の社会福祉総務費において、前年度の決算の確定に伴い、生活困窮者自立支援事業ほか、各事業における国・県補助金精算返還金と

して、485万8,000円を追加しております。

また、障害者福祉費において、身体障害児を養育する保護者の負担軽減を図るため、介助用自動車の購入補助金として100万円を追加するとともに、各事業の前年度の決算の確定に伴い、国・県補助金精算返還金2,847万7,000円を追加しております。

また、事業費の変動に伴い、介護保険事業特別会計繰出金を229万3,000円追加し、国民健康保険事業特別会計繰出金を29万7,000円減額しております。

また、後期高齢者医療費において、過年度特別対策補助金返還金として1万1,000円を追加しております。

また、前年度の決算の確定に伴い、各事業における国・県補助金精算返還金等の計上により、児童福祉費において1,175万3,000円を、生活保護費では141万円をそれぞれ追加しております。

次に、衛生費では、特定不妊治療を受けている者の経済的負担の軽減を図るための助成金として210万円を追加しております。

次に、水道費では、起債償還金の利子の減額に伴い、水道事業会計に対する繰出金を256万9,000円減額しております。

次に、農林費では、農業費の農業振興費において、事業推進による中山間地域等直接支払事業の事業費の増加及び県事業の追加採択に伴う産地競争力強化対策事業補助金の増額により428万9,000円を追加しております。

また、農地費においては、国の大型補正に呼応し、県営農地整備事業の県事業負担金として、1,593万8,000円を追加しております。

また、林業費においては、現在、梅香地区で施工中の小規模治山工事に併せ小規模治山事業補助金を補助する必要が生じたことから、事業実施に係る経費、47万6,000円を追加しております。

次に、商工費では、商工振興費において、美祢市商工会に対する事務局長の人件費補助として110万円を追加しております。

また、道の駅管理経費において、道の駅おふくの施設修繕に要する経費として106万3,000円を追加しております。

次に、土木費では、公営住宅の合併浄化槽の維持管理に係る補助金として64万

8, 000円を追加しております。

次に、教育費では、小学校費において、肢体に障害がある児童の安全面を配慮し、昇降機を大嶺小学校に設置するための経費として1, 133万7, 000円を追加しております。

また、社会教育費において、真長田公民館の空調機修繕に要する経費として28万1, 000円を追加しております。

また、市町村振興協会の実施する地域づくり推進事業において、本年度から地方創生関連事業を対象事業とすることで助成額が増額となる制度改正に伴い、花づくり推進事業からジオパーク推進事業へ財源の組み替えを行っております。

また、保健体育費においてもサイクルイベント実施事業に係る国庫補助金の交付決定に伴い、財源更正を行っております。

一方、歳入では、国・県支出金、分担金及び負担金、寄附金等を特定財源とした7, 902万8, 000円を追加するとともに、地方交付税、繰越金を一般財源として充当しております。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3, 038万7, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億2, 110万2, 000円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。

美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センター指定管理料を追加しております。

議案第103号は、平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

このたびの補正は、まず、歳出では総務費において、国保事業費納付金等算定標準システムとの連携に係る電算システム改修事業費の確定に伴い、145万3, 000円を減額しております。

次に、保険給付費では、本年度の事業費の見込額に不足する額4, 958万8, 000円を追加しております。

次に、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金及び共同事業拠出金では、支払基金に納付する納付金及び事務費の算定係数の変更に伴い、所要額の補正を行っております。

また、諸支出金において、前年度の精算による国・県補助金等精算返還金を132万1,000円追加するとともに、財源調整のため、予備費を1億803万7,000円追加するものであります。

一方、歳入については、国庫支出金及び一般会計からの繰入金等、合わせて1億145万3,000円を減額するとともに、繰越金を2億8,450万2,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額1億8,304万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,244万3,000円とするものであります。

議案第104号は、平成28年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

このたびの補正は、まず、歳出では観光事業運営基金への基金積み立てのため1億円を追加するとともに、財源調整のため、予備費を1,140万4,000円追加し、歳入では、その財源として繰越金1億1,140万4,000円を充当するものであります。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,140万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,035万7,000円とするものであります。

議案第105号は、平成28年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

このたびの補正は、まず、歳出では、総務費において法改正に伴う電算システム改修に係る経費として179万9,000円を追加しております。

次に、保険給付費においては、本年度の事業費見込により過不足の調整を行っており、保険給付費全体では1,558万円を追加しております。

次に、地域支援事業費においては、介護予防日常生活支援総合事業への移行準備に伴う臨時職員賃金の増額及び家族介護用品支給事業の事業費の増加により110万5,000円を追加し、予備費については、財源調整として317万円減額しております。

一方、歳入については、事業量の変更及び交付金額の確定に伴い、国・県支出金や支払基金交付金等を1,531万4,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,531万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,695万5,000円とするものであります。

議案第106号は、平成28年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

このたびの補正は、まず歳出では、保険料還付金として114万9,000円、予備費を31万7,000円追加し、歳入では、その財源として繰越金146万6,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,458万3,000円とするものであります。

議案第107号は、平成28年度美祢市水道事業会計補正予算(第3号)であります。

まず、収益的収入及び支出であります。水道未普及解消事業(田代地区)等の事業量の減少により消費税還付金の減額及び繰入金の減額により278万3,000円を減額し、収入合計を8億1,514万3,000円とするものであります。

支出では、企業債利息額を513万8,000円減額し、支出合計を7億384万2,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入では、水道未普及解消事業(田代地区)等に対する国庫補助金が減額となったことから、国庫補助金を3,619万5,000円減額するものであります。そのほか、企業債を3,000万円減額し、収入合計を7億9,035万7,000円とするものであります。

資本的支出では、水道未普及解消事業(田代地区)等の事業量の変更により建設改良費を4,000万円減額し、支出額を11億341万6,000円とするものであります。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は3億1,305万9,000円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,952万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億1,012万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億4,340万7,000円で補填するものであります。

議案第108号は、平成28年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、会計制度の変更にに基づき、繰入金に関する予算を組み替えるものであります。そのほか、事業費の変更による資本的収入及び支出の減額であります。

予算の組み替えでは、長期前受金戻入に関わるものは繰り入れの対象外との取り扱いが示されたことから、長期前受金戻入額見合いの繰入金を収益的収入から資本的収入に組み替えるものであります。収益的収入、営業外収入を2億582万1,000円減額し、資本的収入の出資金を同額増額するものであります。

そのほか、長期前受金戻入を8,801万5,000円減額、事業量の減少により消費税還付金を136万3,000円減額するものであります。これにより、収益的収入は6億1,003万3,000円となり、当年度純利益は2,984万3,000円となるものであります。

次に、浄化センター改築更新業務の国庫補助金額の確定を主とする資本的収入及び支出の補正であります。

収入では、国庫補助金を2,882万円、企業債を2,340万円それぞれ減額し、収入見込から協力金を69万7,000円追加し、資本的収入の合計額を3億8,021万5,000円とするものであります。

支出では、委託料を4,740万円減額し、資本的支出合計額を4億5,277万9,000円とするものであります。

また、資本的収入が資本的支出に不足する額7,256万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を512万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金6,743万8,000円で補填するものであります。

議案第109号は、美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。これは、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、国に準じて介護休業の分割取得、介護のための所定労働時間短縮措置等、所要の改正を行うものです。

この条例は、平成29年1月1日から施行するものであります。

議案第110号は、美祢市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についてであります。

これは、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情等を新たに設けるなど、国に準じて所要の改正を行うものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第111号は、美祢市一般職員の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

これは、本年8月の人事院勧告に基づく国の給与改定に準じ、関係条例の一部を改正するものです。

主な内容は、給料月額については平均0.2%の引き上げを本年4月分の給与より適用するとともに、12月期の勤勉手当について0.1カ月分の支給額を増額し支給するものであり、所要の改正を行うものであります。

同様に、美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例及び美祢市上下水道事業管理者の給与に関する条例についても一部改正を行います。

また、市議会議員の期末手当について、県内の市や類似団体等を比べたところ支給月数が少ないことから、平均的な支給月数となるよう0.3カ月分引き上げたいので、美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第112号は、美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてであります。

これは、雇用保険法の改正により、失業等給付の給付内容等が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成29年1月1日から施行するものであります。

議案第113号は、美祢市税条例等の一部改正についてであります。

これは、地方税法等及び所得税法等の一部を改正する法律が公布され、これらに関する政令及び省令がそれぞれ公布されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、軽自動車税において消費税10%導入時に県税の自動車取得税が廃止されるのと併せて、新たに取得時に環境性能割が創設されます。これにより、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とし、新たに環境性能割を加えるものであります。これは、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、法人市民税法人税割の税率を12.1%から8.4%に引き下げるものがあります。これは、消費税10%導入時に地域間の税源の格差を是正するため、その引き下げ相当分について、国税の地方法人税を引き上げ、その税込全額を地方交付税の原資化とするものであります。これは、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、現行の医療費控除の特例として、健康の維持増進及び疾病予防への取り組みとして、定期健康診断や予防接種等を受けている個人を対象に、薬局で販売している一定の条件を満たした薬品の購入費用について医療費控除を創設するため、所要の改正を行うものであります。

これは、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入した薬品の費用を対象とするもので、平成30年1月1日から施行するものであります。

議案第114号は、美祢市立中学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

これは、平成28年3月末をもって廃止した秋芳北中学校の体育館について、平成30年4月の秋芳桂花小学校設置までの2年間、秋芳北体育館として設置、管理運営を行っていますが、秋芳桂花小学校や保育園の新築工事等に伴い、体育館としての運営が困難となることから、今年度末をもって廃止することとし、所要の改正を行うものであります。

議案第115号は、美祢市敬老祝金支給条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、毎年9月に80歳、88歳、90歳など、節目の年を迎えられた高齢者の方々に支給しております敬老祝金について、支給年齢、支給金額の変更を行うものであります。

改正は、2カ年にわたり段階的に変更を行います。

平成29年度は、80歳の方については現行1万円と同額となりますが、88歳の方については現行2万円を1万円に、90歳の方と99歳の方については現行3万円を2万円に、また、これまでに100歳以上の方については毎年5万円を支給しておりましたが、これにつきましては100歳を迎えられた方のみに限定し、現行5万円を3万円に変更いたします。

次に、変更2年目となります平成30年度以降の支給年齢及び支給額につきましては、従来の80歳、90歳、99歳の方に対する支給については廃止をし、

88歳と100歳の方のみの支給となり、88歳の方については1万円、100歳の方については3万円を支給することになります。

また、この改正に併せて、これまで9月15日の基準日に支給該当年齢に達しておられた方を該当年度の支給対象者としておりましたが、平成29年度からは、年度内に支給基準年齢に達する方を対象といたします。

なお、この条例は、平成29年度実施については平成29年4月1日から、平成30年度以降実施については平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第116号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

これは、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市民税で分離課税される特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該利子等または配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成29年1月1日から施行するものであります。

議案第117号は、美祢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてであります。

これは、農業委員会等に関する法律の改正が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、次期改選から、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。

内容は、農業委員会の委員の選出方法がこれまでの公選制と選任制から、農業者及び農業者が組織する団体等からの推薦と公募に基づき、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変更されたことと、新たに農地利用最適化推進委員を設置し委嘱するため、それぞれの委員の定数を政令の定める基準に従い条例で定めるものであります。

また、本条例の制定に伴い、現在の美祢市農業委員会委員の選挙区における委員の定数に関する条例を廃止します。

なお、現在在任中の農業委員会委員の任期につきましては、改正法の経過措置により任期満了日の平成29年7月19日までとなっております。

また、農地利用最適化推進委員が新設されたことから、美祢市報酬及び費用弁償条例の一部を併せて改正するものであります。

この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第118号から第139号までは、施設使用料の改定についてであります。

これは、使用料・手数料見直しに関する基本方針に基づき、施設使用料を改定するもので、次の22の施設の関係条例を改正いたします。

議案第118号は、美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例、議案第119号は、美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例、議案第120号は、美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例、議案第121号は、美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例、議案第122号は、美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例、議案第123号は、美祢市立学校施設使用条例、議案第124号は、美祢市民会館の設置及び管理に関する条例、議案第125号は、美祢市公民館の設置及び管理に関する条例、議案第126号は、美祢来福センターの設置及び管理に関する条例、議案第127号は、美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例、議案第128号は、美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例、議案第129号は、美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例、議案第130号は、美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例、議案第131号は、美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例、議案第132号は、美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例、議案第133号は、美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例、議案第134号は、美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例、議案第135号は、美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例、議案第136号は、美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例、議案第137号は、美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例、議案第138号は、美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例、議案第139号は、美祢市都市公園条例をそれぞれ一部改正し、平成29年4月1日から施行するものであります。

議案第140号は、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

これは、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理期間が平成29年3月31日をもって満了となります。

つきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間、両

施設を一括管理する指定管理者に、企業組合中高年雇用福祉事業団を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の既定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第141号は、市道路線の認定についてであります。

これは、美東町真名徳坂区内の集落を巡回する道路について、道路用地の確保等、市道としての認定要件が整ったため、これを市道德坂中線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました、報告1件、議案47件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第13号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第13号を終わります。

日程第4、議案第95号平成28年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑はありませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） それでは、平成28年度の美祢市一般会計補正予算（第5号）、これについて、ちょっと若干質問させていただきたいと思っております。

今回の市職員の一般職における職員数については、補正前は340人、そして、補正後におきましては332人ということで8名の削減となっております。

それで、一般職が8名削減する、少数精鋭でどんどんこれからやっていくということは、非常にいいことかも知れませんが、特に、観光振興における美祢市は、今後、世界ジオパークにしっかりとかじを切っていかなくちゃならない。ましては、県もそういう方向性で強い意志を持って動いておられるわけですね。それに対して、そういうところにしっかりと、県から、この観光事業において美祢市が相手にされないようなことになっては、非常にふさわしくない問題となるわけがあります。

こういったところで、今後、世界に見合うジオパーク、世界ジオパークになって

いくための美祢市を中心とした、秋吉台を中心とした美祢市になっていかなくぢゃならない。

そういったことで、今後、こういったところに、また福祉においては、市民福祉部も、今、介護を受ける方が、どんどん認定し作業をやっていかなくぢゃならない。こういったところも非常に人が足りない。そういう認定に時間がかかったりとかして、人数がふえる。そういったことを踏まえて、しっかりとこういったところに強く人員を、私は充てていかなくぢゃならないと思っています。

その辺を、しっかりと今後、行政として見ていくことは、非常に重要とっております。さらなる、こういった部署に人員配置を見据えて推し進めていかれるのかどうか、この点についてお尋ねします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

人員配置の件、また人員の適正化についての件だと思えますけれども、人員の適正化については、しっかりと今までどおりの適正化に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、人員配置につきましては、組織の変更の見直しも含めて、適正に人員配置をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） このたびの補正予算の人員が8名減になっておる、8名について御説明申し上げます。

8名につきましては、現予算を立てるのは、今のこの時期に立てます。その時点で採用計画を立てるわけなんですけれども、このたび、なぜ8人減ったかと申しますと、まず採用試験におきまして、当初、上級職の試験で5名合格通知を出して、5名、まず採用の意思を示しておりましたけど、年が明けまして1名辞退されました。それと、初級につきまして4名採用予定で、それぞれ合格通知を出しましたけど、採用に応じた職員が2名であり、その時点で2名の減となります。それと、あともう一人、社会福祉士を1人採用予定にしておりましたけど、最終的に社会福祉士の試験が合格できなかったということで、1人、採用を取り消しております。

それとあと、急な職員の退職が3名出ております。それとあと、残りにつきましては、当初、教育長が一般職でありましたので、8名の、当初、教育長を人数にし

ておりましたけど、このたび特別職に変更になりましたので、職員定数としては1名の減、ということで8名の減となった理由でございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今、職員は減ったというのは、以上の理由からわかりましたけれども、今後、その職員の減に対して、どうこれを、8名を減らないでふやしていくんかとか、その辺の方向性を、ちょっともう一遍、どうするんかとか、もうこのまま行くんかとか、その辺をお尋ねします。

○議長（荒山光広君） 岡山議員、この第95号、予算決算委員会に付託されます。全員、委員におられますので、その辺のことについては、また委員会の中で御答弁をいただきたいというふうに思いますがよろしいですか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） わかりました。大まかなところで、今ちょっとお尋ねしましたので、今後、しっかりと委員会でやっていきますので、対応をよろしく願います。

○議長（荒山光広君） その他、質疑はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 私も委員会にありますが、ちょっとお尋ねしたいんですけど、95から100号までなんですけど、公務員の住居手当と通勤手当について、市民の方から質問を受けることがあります。住居手当は持ち家でも支給なのか、またアパートに住むと支給なのか、その点についてお尋ねします。

それと通勤手当については、どの範囲、支給の範囲についてお尋ねします。

○議長（荒山光広君） 三好議員、申しわけありません。ここは、全体的な質疑にさせていただきたいと思えます。個別については、委員会の中でしっかりやっていただきたいと思えます。よろしいですか。時間の都合もでございます。済いません。よろしいですか。——はい。

その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第96号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第6、議案第97号平成28年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第7、議案第98号平成28年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第98号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第8、議案第99号平成28年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第9、議案第100号平成28年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第101号平成28年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第102号平成28年度美祢市一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第103号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第103号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第104号平成28年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第104号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第105号平成28年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第105号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第106号平成28年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第106号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第107号平成28年度美祢市水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第107号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第108号平成28年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありますか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） この議案に対しまして、議長にお願いをしたいと思うんです。

先ほどの、市長から提案説明を受けました。その中で、予算の組み替えでは長期前受金戻入にかかわるものは、繰り入れの対象外との取り扱いが示されたことから、こういう説明なんです。従って、これの裏づけになる文献を、委員会までに、ぜひ配付していただきたいというのが、議長を通してのお願いであります。

以上です。

○議長（荒山光広君） ただいま、竹岡議員から委員会までに資料請求がございました。執行部のほう、よろしいでしょうか。よろしいですか。——それでは、委員会までに資料の提出をお願いいたします。

その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第108号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第109号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第109号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第110号美祢市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改

正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第110号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第111号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第111号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第21、議案第112号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第112号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第22、議案第113号美祢市税条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。岩本議員。

○10番（岩本明央君） 私の勉強不足と、それから常任委員会の委員の配属の違いで質問いたします。

先ほど説明がありました11ページをお願いいたします。この中で2件ほどお尋ねいたします。

最初は、上から4行目ぐらいからずっとあるんですが、消費税が10%導入時にと書いてあります。ずっと、こういっていきまして、その下から13行目、平成29年4月1日から施行するものとするがありますが、別に、まだ消費税10%は今回また延期されまして、非常に延びるよう感じがするんですが、その辺の間隔、要するにお考えといたしますか、それを1点お尋ねします。

それから、その次、下から9行目あたりから、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入した云々がありますが、平成30年1月1日か

ら施行するとあります。これは、33年ですから、それより前で29年1月から、その後1年間の、これは理解できるんですけど、それ以降、30年の1月1日から、それ以降って何か理解に苦しいんですが、どのように理解したらよろしいんでしょうか。

2点、お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） ただいまの岩本議員の質問にお答えいたします。

消費税延期の法案ですが、今国会で審議されまして、11月の8日に衆議院、18日に参議院で審議されて成立しました。そして、きのう公布されておまして、今後、国から、その通知がありまして、条例（例）が来まして、施行日を30年の10月1日に変更するような、また議案を、3月になると思いますが提出をさせていただきたいと思っております。

そして、医療費の特例なんですけど、これは特例として4年間ほど限定で、今のところ国のほうは考えておるみたいなんです。だからこれは、その後、また引き継ぎされるかどうかというのは、ちょっと今のところは、特例控除ということで4年間の限定のみのことでされる制度でございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） よろしいですか、岩本議員。

○10番（岩本明央君） 上のほうの消費税の件はわかりましたけど、下のほうが、ちょっといまいち、薬局なんかで薬が販売されたことを書いてありますけど、4年間といっても33年12月31日までというのは、30年の1月1日が前にあるから、それはおかしいんじゃないか。どう理解したらいいですか。

○議長（荒山光広君） 細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君） 今の質問にお答えします。

これは、所得税と個人住民税が該当になりまして、所得税は29年1月1日から適用になることから、そういう言葉は表記せず、個人住民税は平成30年度の個人住民税が対象ということで、平成30年の1月1日の施行となっております。

所得期間が平成29年の1月1日から平成29年の12月31日までに対して、個人住民税は対象が平成30年の課税から対象ということで、平成30年1月1日の施行日となっております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第113号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第23、議案第114号美祢市立中学校設置条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第114号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第24、議案第115号美祢市敬老祝金支給条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） これも、議長を通して資料請求をしたいと思います。

さらに、その上に、その資料がいわゆる市民の皆さんに公開してもいいという資料で結構ですが、まず一点は、この改正によって、現状の必要総額と、それから新しい、年度はそれぞれ緩和策がありますが、その対比表。それからもう一つは、他市の状況、県下の資料を資料要求したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（荒山光広君） ただいま3点の資料請求がございましたが、執行部のほう、よろしいでしょうか。——はい。それでは、委員会までに準備をお願いいたします。

その他、質疑はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 美祢市の敬老祝金支給条例の一部変更、これに関しては29年度、そして30年度、この2段階にわたってお祝い金を減額していく、こういうところの一部条例改正ということになりますけれども、こういう方向性というのは、たしかに今、高齢化も進んでいますけれども、そういったところで支給額が、予算が上がっていくということで気持ちはわかるんですけれども、今、やっぱり日本人の平均寿命は女性が87歳、男性が81ぐらいですか、そういった面で、もうみんな80歳であれば、みんなお祝い金、平均寿命行きますからいただけるという

形で、それを全部対応しとったら大変な額になるということで、こういう形での一部条例になったというのはわかります。

わかりますけれども、このところを、やっぱり80は削減、そらやめるとしても、88、米寿、それと90歳、100歳は1回までとか、そういう形で、もうちょっと、これ、ここまで厳しくやらなくて、もう少し柔軟な対応を、私はこの常任委員会じゃないですから発言する機会は、もうきょうしかありませんから言いますけれども、こういったところのものは、もう少し、今後ちょっと、今、厳しすぎるから、その辺について、今、私が申し上げたように80歳はのけても、ほかのところはちゃんと維持して、100歳は1回だけ、そういうふうに変更していくお考えがあるかどうか、この辺について、ちょっとお尋ねします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、岡山議員、言われましたとおり高齢化が進んできて、こういった支給金額がだんだんふえてくるという実態は否めないというふうに思っておりますけれども、それ以上に、日々の高齢者の方の福祉の充実を図っていければというふうに思っております。

そういった意味で、例えば、これは例でございますけれども、例えば、今、日々、配食サービスを行っておられる、受けておられる方もおられます。しかしながら、市街と市街からちょっと外れた遠い地域の方も統一料金で、今やっておられますけれども、大変、事業者の方に御負担を強いておるとというのが実情だというふうに思っております。そういった意味からも、今度は距離制の配食サービスの料金体系を整えたいというふうな思いもしております。

またさらに、高齢者の方から、いろいろ御要望があります、多くの方が集えるカフェなんかを設置してほしいという要望もございます。そういった日々の健康づくりや、毎日を有意義に過ごせる、そういったところにも目を向けて、高齢者の方の生活のサポートをさせていただければという思いがしておりますので、そういったところで予算の配分を考えさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今、高齢者に対する市長の思いといいますか、その辺をお伺いしましたので、あとは委員会で、しっかりとこれについては集中審議していただ

きたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私は資料請求をしてからと思ったんですね。ところが、よく考えてみたら、市長の答弁をいただくのはここしかないんですね、考えてみたら。

それで、今、市長はほかの福祉の面もおっしゃったんです。我々、実は全協で一度説明は受けました。そして現状と、それからこの改正後、言い方悪いんですが、わずか1,000万ぐらいの違いなんです。

そこでお尋ねをするんですが、市長は、今回、美祢市の地域福祉計画、それから地域福祉活動計画を出されたのは御存じですよ。その中に基本理念、これが共に支え合い、共に生きる福祉のまちづくり、それから基本目標は安心して生活できるまちづくり、私はこうした観点から、やはり1,000万というものが儉約して、そこまで高齢者の方に対して儉約をするという、その意味がよくわからないんです。

特に、まち・ひと・しごとの創生戦略の中でも、高齢者が多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療、介護を受けることができる居住環境を整えるというのが重要戦略の4番目に上げられているんです。この辺との、市長は整合性をどうお考えなのか。わずか1,000万、それで福祉を切り捨てるんですか。高齢者に対する、その辺の福祉のあり方というものをお尋ねをしたいと。

そのとき、全協のときも説明を受けたのは、県下で美祢市がトップクラスだと、こういうことに対して。1,000万で県下トップクラス、もっともっとほかのほうに儉約をするところがあるんじゃないかと、私は思います。

そうした観点から、市長のそうした諸計画に対しての整合性から高齢者福祉に対する市長のお考えをお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、岡山議員からの質問にもお答えしましたとおり、高齢者福祉を打ち切るとかいう意味合いを、私が持っているということではございません。そうではなくて、日々の、日々のサービスの充実をもっと図っていきたい。そのためには、予算全体の配分の見直しも含めて考えていきたい。今、竹岡議員がおっしゃった安心して暮らせる、これはやはり毎日、日々生活が安心して暮らせるというのが第一だというふうに思っております。

そうした中、先ほども少し例を挙げさせていただきましたけれども、配食サービス等は、年々、配食の給食のサービスの需要が伸びているということです。しかしながら、事業者の方が、近い地域は大丈夫ですけれども、少し遠くなると、なかなか、やはり採算性が合わないというところから、やはりこの辺も、少し見直して配食サービスの充実も図っていかねばいけないと。

そうした日々の高齢者福祉のサービスの向上を図っていきたいということでございますし、また、共に支えるというところでございますけれども、これにつきましても、先ほど申しましたとおり、高齢者が日々アクティブに生活できるために、高齢者が集える場所づくりを行っていきたい、そういったカフェの開設を目指していきたいというふうに思っております。

そういった意味で、健康で、そして安心して暮らせるまちづくりの高齢者福祉を充実させていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 議論の場でないんで、質問なんでこれ以上はできませんが、私が申し上げたのは、わずか1,000万、その経費は、ほかでも節約をしてでもやれるんじゃないですかということもお尋ねしましたが、どうも配食サービス、配食サービスということで一点集中議論になりますのでやめたいと思います。

資料を提供していただいて、できるだけ早くいただきましたんです。市民の皆さんが、どこでお聞きになったかわかりません。ある地区では老人会の皆さんが集まって、「おい、こうこうらしいぞ」とおっしゃったんです。私は、それに対して何もコメントしなかったんです。なぜかっていったら、全員協議会で出された資料ですから黙ってたんです。ですが、お年寄りの中でそういう声があるということになれば、公表できる資料も提供していただきたいというのを、今、議長に申し入れたところでありますので、それをいただいてから委員会において、もっと議論を深めていきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、質疑はございませんか。杉山議員。

○2番（杉山武志君） 1点、お尋ねいたします。

このたびの改正につきまして、私も、ちょっと残念な思いがしております。ただ、

一方では、この市の職員さんが促されても、受け取られない方が複数いらっしゃるというお話も聞いております。その人数といえますか、どれぐらいの割合の方が受け取られていない状況があるのかなということをお尋ねしたいと思います。

わかりましたら、お答えいただけたらと思います。

○市民福祉部高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの杉山議員の御質問でございますけれども、9月の支給時が初回といたしまして、今現在、2回目、3回目のお知らせをしているところでございます。

人数につきましては、ちょっと今、把握しておりませんので、また後日、御報告させていただくということで御了承いただければと思います。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。——はい。その他、末永議員。

○1番（末永義美君） 私も該当委員ですけれども、市長のお考えを拝聴したくて質問させていただきます。

今、先ほどからいろんな議論がありましたけれども、日々の日常の福祉、また生活を守る、高齢者にとって笑顔があるような生活をつくりたいんだというお考えと給付金、敬老のお祝い金ですね、これは私は全く別に考えてほしいんです。

例えば誕生日、もっと上の例えば結婚したときの金婚式や銀婚式、もっと非常に上のサプライズのような感覚。本当に、ここまで長生きしてよかったというような思い。または、思ってもいなかったようなプレゼントのような感覚と、日々の生活を守る福祉の充実、これは全く別だと考えてもらいたいんです。

配食とかいろんな思いが数字の中ではあるとは思いますがけれども、本当に今、きょう、あしたの生活の中の当たり前な安心が欲しいという、市民の生活を守る自治体の市長の役目、役割もあります。それと、こういうお祝い、特別なうれしいものを得られる、もらえる、そういうふうに思ってもらえるってことを、よく市長がおっしゃられる市民目線という形で、市民が、高齢者の方がそれを言われたときに、今、杉山議員さんが、何かそれを手に取られない方もいらっしゃると言われましたけれども、中には、それがもうずっと前からあって楽しみにしていたとか、または思いもよらなかった、うれしいと、その感動的な福祉のお祝い金の配付と、日々の生活を守るという福祉の視点、これはもう一度、市長お得意の市民目線で、いま一度、これから吟味、考えてほしいという要望をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 要望、（「要望です」と呼ぶ者あり）要望ですか。この場合は質疑でございますので、要望は……。末永議員。

○1番（末永義美君） 今、私がちょっと、いろいろ言いましたけれども、別に考えてほしいという思い、市長自身の市民目線でのお考えを、いま一度御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 末永議員の御質問にお答えします。

先ほど来、申しましたとおり、今、日々の生活にお困りの方に救いの——救いのって言ったらあれですけど、福祉のサービスを届けたいということが一番の思いでございます。先ほど来、言っていることでございますけれども、そういったことを通じて、安心して暮らせるまちづくりにしていきたいという思いでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第115号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第25、議案第116号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第116号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第26、議案第117号美祢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第117号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第27、議案第118号美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の

一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 私は所管の委員会に所属しておりませんので、ここでお尋ねしたいと思います。

この件は、議案第118号から第139号まで関連することなんですが、この施設の使用料の変更についてですが、下がる所はいいとして、負担がふえる施設、地域があると思いますが、これには説明が要るのではないかと思います。住民の方には、どのように説明を、いつされるのかお尋ねします。

また、公民館等を使用の際に、条例等で3日前に申し込みをしないと使えないということもありまして、また、その料金も前払いということなんですが、急に使用したいというときもあるかと思えます。例えば、屋外で何か行事をしていて、その日に雨がぱつと降り出したというときは、公民館とかそういう施設を使用したいということもあると思いますが、部屋が空いていれば使用の申請書を出して使えるようにするのが市民のサービスではないかと思えますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） ただいまの三好議員の御質問にお答えします。

負担がふえる施設についての住民への説明でございますけれど、これから市報、また公民館については公民館便り等でお知らせをしていきたいと思っております。

それから、公民館を3日前までに使用の申請をしなければならない、急に使用したいときにはどうしたらよいかというような御質問だったかと思えますが、特に、教育委員会のほうが認める場合は、急な使用も認めておりますので、そのときはおっしゃっていただければ使用できると思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 私は知らなかったんですけど、調べましたら、これが申し込みをしても、早目に申し込んだとしてキャンセルができるということを知らなかったんですけど、キャンセルが5日前ならできるということなんですがそうなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 古屋生涯学習スポーツ推進課長。

○教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課長（古屋敦子君） ただいまの御質問にお答えします。

5日前までにキャンセルができるかということだったかと思いますが、キャンセルは使われないということであればできると思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。三好議員、済いません、個別のことについては、担当課なりに直接お聞きをしていただきたいと思います。ここは全体的な質疑にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○8番（三好睦子君） わかってます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） この件についても、市民の方に周知の徹底をよろしくお願いいたします。

○議長（荒山光広君） その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第118号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第28、議案第119号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第119号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第29、議案第120号美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第120号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第30、議案第121号美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する

る条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第121号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第31、議案第122号美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第122号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第32、議案第123号美祢市立学校施設使用条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第123号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第33、議案第124号美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第124号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第34、議案第125号美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第125号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第35、議案第126号美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一

部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第126号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第36、議案第127号美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第127号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第37、議案第128号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第128号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第38、議案第129号美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第129号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第39、議案第130号美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第130号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第40、議案第131号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部

改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第131号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第41、議案第132号美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第132号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第42、議案第133号美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第133号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第43、議案第134号美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第134号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第44、議案第135号美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第135号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第45、議案第136号美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例

の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第136号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第46、議案第137号美祢農村労働福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第137号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第47、議案第138号美祢市労働青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第138号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第48、議案第139号美祢市都市公園条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第139号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第49、議案第140号美祢市労働福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第140号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第50、議案第141号市道路線の認定についての質疑を行います。質疑は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第141号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第51、議案第142号美祢市立秋芳桂花小学校建設（建築主体）工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

本件につきまして、秋山議員は地方自治法第117条に該当し除斥されますので退場を求めます。

〔秋山哲朗君 退場〕

○議長（荒山光広君） 市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成28年第4回美祢市議会定例会に提出しました議案1件について、御説明申し上げます。

議案第142号は、美祢市立桂花小学校建設（建築主体）工事の請負契約の締結についてであります。

これは、平成30年4月に嘉万小学校と別府小学校が統合し誕生する秋芳桂花小学校の校舎を、平成28年度から2カ年の継続事業として新たに建築するもので、10月24日に入札を執行した結果、美祢市立秋芳桂花小学校建設（建築主体）工事秋山建設・大和建设・美祢工務店・小田工務店特定建設工事共同企業体が5億5,094万5,800円で落札したところであります。

つきましては、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出しました議案1件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより、議案第142号美祢市立秋芳桂花小学校建設（建築主体）工事の請負契約の締結についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第142号は、所管の委員会へ付託いたします。

秋山議員の復席を許可いたします。

〔秋山哲朗君 復席〕

○議長（荒山光広君） この際、暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午後 3時40分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第4、議案第95号平成28年度美祢市一般会計補正予算（第5号）から日程第10、議案第101号平成28年度美祢市水道事業会計補正予算まで、及び日程第20、議案第111号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 登壇〕

○教育経済委員長（秋枝秀稔君） ただいまより、本日開催いたしました教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました議案27件のうち、2件について、先ほど審査いたしました。そのうちの議案1件につきましては、地方自治法第117条の規定により議員の除斥案件となっておりますので、ここでは、議案第97号平成28年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）の1件について御報告申し上げます。

本議案について、委員全員出席のもと審査いたしましたところ、委員より質疑、意見はなく、全会一致にて原案のとおり可決しております。

以上をもちまして、教育経済委員会の委員長報告を終わります。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○総務民生委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、本日開催いたしました総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました、議案第111号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第96号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第98号平成28年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）、議案第99号平成28年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第100号平成28年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、及び議案第101号平成28年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）の6件について、先ほど委員全員出席のもと慎重に審議いたしましたところ、全ての議案について、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決いたしました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑等について御報告いたします。

議案第111号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、委員より、この条例改正に併せ、病院事業管理者、上下水道事業管理者及び市議会議員についても期末手当の支給月数が引き上げることになるが、市長、副市長、教育長については改定がなされないのかとの質疑に対しまして、執行部より、市長ほか特別職については、美祢市一般職の職員の給与に関する条例の例により、支給することとなっているため、このたびの条例改正で勤勉手当の支給月額を引き上げることになりますとの答弁がありました。

次に、その他の項で委員より、市職員の定数管理の考え方に関連し、市職員の年齢構成表について資料提出していただきたいとの資料請求に対し、執行部より、職員数については、行政改革大綱に目標人数を定めていますが、現在、その目標を下回る職員数となっています。これについては、採用辞退者や予期せぬ退職等も影響しているため、採用試験における補欠合格者を活用することなどについても、考えてまいりたいと思いますとの答弁がありました。

なお、請求した資料については、後日開催の本委員会において提出されることとなっています。

また、議長より、山口市、宇部市を中枢都市とし、本市を含む7市町で形成され

る連携中枢都市圏構想に関する新聞報道について質問があり、執行部より詳しく説明がなされましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕

○予算決算委員長（猶野智和君） ただいまより、本日開催いたしました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

本会議において、本委員会に付託されました議案2件のうち、議案第95号平成28年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の1件について、先ほど委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて原案のとおり可決されました。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑がありましたので、その主なものについて御報告いたします。

委員より、議員期末手当の支給月額0.3カ月分の引き上げによる影響額が、今回の補正額15万8,000円ということかとの質疑に対し、執行部より、支給月額0.3カ月分の引き上げによる影響額は180万5,400円です。今回の補正額15万8,000円については、6月支給の期末手当において、4月の改選により議員在任期間3カ月未満の議員については、100分の30の支給となるため、当初予算計上金額と実支給額の差額の減額分と、期末手当支給月額0.3カ月分の引き上げによる増額分を相殺した金額ですとの答弁がありました。

次に、委員より、今回の期末手当0.3カ月分の引き上げ額分について、返還は可能かとの質疑に対し、執行部より、特別職や職員、議員の報酬や給与等については、給与条例主義の原則が定められており、条例の規定により支給しています。よって、条例に定められる期末手当の一部を返還することは、公職選挙法の寄附行為に該当するおそれがあると思いますとの答弁がありました。

その他の質疑については、割愛させていただきます。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより、日程第20、議案第111号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についての討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第111号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第95号平成28年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第95号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第96号平成28年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第96号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第97号平成28年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第97号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第98号平成28年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第98号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第99号平成28年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第99号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第100号平成28年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第100号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第101号平成28年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第101号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第51、議案第142号美祢市立秋芳桂花小学校建設（建築主体）工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

本件につきまして、秋山議員は地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますので退場を求めます。

〔秋山哲朗君 退場〕

○議長（荒山光広君） 本件に関しまして、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 登壇〕

○教育経済委員長（秋枝秀稔君） それでは、ただいまより、教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました、議案第142号美祢市立秋芳桂花小学校建設（建築主体）工事の請負契約の締結についての議案1件について、審査結果の御報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

本議案について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がなされましたので御報告いたします。

委員より、このたびの小学校建築に係る国の補助率は幾らかとの質疑に対し、執行部より、補助率は、基本的に100分の55を見込んでいますとの答弁がありました。

次に、委員より、小学校校舎内につくられる、地域コミュニティスペース及び交流センターについては、どのように使用されるお考えかとの質疑に対し、執行部より、地域コミュニティスペースは、一斉下校時の児童集会などに活用する場所とし

て、また、交流センターについては、地域の皆さんがいつでもお使いになれる専用の部屋を設けるものですとの答弁がありました。

また、委員より、このたびの建築工事には、電気工事などは含まれていないという考えでよいかとの質疑があり、執行部より、今回の議案については、建築主体です。このほか、電気設備、機械設備の契約がありますとの答弁がありました。

そのほか委員より、本請負工事に関する入札結果や、入札参加業者の業者数についてなど質疑が行われましたが、入札結果等の詳細については、本委員会の所管と異なりますので、割愛させていただきます。

以上をもちまして、教育経済委員会の委員長報告を終わります。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 秋枝秀稔君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） これより、日程第51、議案第142号の討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第142号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

秋山議員の復席を許可いたします。

〔秋山哲朗君 復席〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時00分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年11月29日

美祢市議会議長

荒山光広

会議録署名議員

下井克己

”

酒巻白朗